

化学技術賞等選考委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）会務部門規程及び委員会規程に基づき、会務部門傘下の化学技術賞等選考委員会（以下「委員会」と言う。）の運営等の方法に関する事項について定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会の任務は、化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞の候補者を選考することである。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員7名で構成する。ただし、受賞候補者の専門分野を勘案し、委員若干名を追加することができる。

(委員等の選任)

第4条 委員長、副委員長及び委員の選任は、次の通りとする。

- (1) 委員会規程の定めにかかわらず、委員長及び副委員長は、会務部門長が候補者を選考し、運営会議の承認を得て会務部門長が委嘱する。なお、原則として、委員長候補者としては、前年の副委員長を選考するものとする。
- (2) 委員は、支部または会長から推薦された委員候補者並びに産学交流委員会から推薦された委員候補者のなかから、委員会規程の定めにかかわらず委員長及び副委員長が選考し、会務部門長が委嘱する。ただし、各支部から推薦する選考委員候補者数は、支部所属の個人正会員数に比例し、定員の2倍数を挙げる。また、受賞候補が出揃ってから、メンバーの入れ替え、追加をできる。
- (3) 委員の委嘱に当っては、あらかじめ委員会開催の日取りを委員候補者に知らせ、委員会に出席できることを受諾の条件とする。
- (4) 化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞の候補者として委員会に推薦された者（以下「推薦候補者」という）及び推薦候補者の推薦者は、委員になることができない。
- (5) 委員委嘱後、委員が推薦候補者となった場合、及び、推薦候補者と直接的に利害関係者となる場合には、委員を辞退するものとする。この辞退者が出た場合及び委員委嘱の際に辞退者が出た場合は、委員長に人選を一任する。

(運営及び授賞件数)

第5条 委員会の運営については、表彰規程、部門規程、会務部門規程及び委員会規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 委員会には、担当理事が出席する。

3 授賞件数は、化学技術賞は5件以内、技術進歩賞は3件以内、化学技術有功賞は若干数とする。

(賞の対象)

第6条 化学技術賞等の授賞対象は、次のとおりとする。

- (1) 化学技術賞は、本会会員に限らず、わが国の化学工業の技術に関して特に顕著な業績のあった者に授与する。本賞は個人を対象とするが、同一業績について5名以内の連名で受賞することができる。また、同一人が異なった業績で重ねて受賞することができる。

(2) 技術進歩賞は、受賞時に本会会員であって、工業化の可能性のある独創的な化学技術を開発し、年齢が受賞の年の4月1日現在において満40歳に達していない者に授与する。本賞の受賞者は1名とする。ただし、賞の性格上、グループによる共同研究又は他機関の研究者・技術者との共同研究が技術開発上、必要であったと認められる場合には3名以内の連名で受賞することができる。なお、連名で受賞の場合も、年齢は受賞の年の4月1日現在において満40歳に達していない者とする。

(3) 化学技術有功賞は、本会会員に限らず、化学及び化学技術に関連する研究支援の業務をもつぱらとする者で、装置・器具の開発・改良、特殊技能などにより、特に貢献のあった者に授与する。本賞は、個人を対象とするが、同一業績について3名以内の連名で受賞することができる。

(候補者推薦方法)

第7条 本会役員、支部役員、前(元)会長、会誌編集委員長、法人正会員、化学関係学協会会長、化学工業関係工業会会長、及び各ディビジョン主査は、化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞の候補者を委員会あてに推薦することができる。化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞の締切りは8月末日とする。

2 化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞の候補者を推薦しようとする者は、所定の様式による推薦書、業績の成果のみでなく内容を具体的かつ詳細に書いた説明書を委員会に提出しなければならない。

3 化学技術賞及び技術進歩賞の候補者の場合には、所属機関長の承諾書も提出しなければならない。

(本部推薦委員会)

第8条 化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞の候補者を推薦するため、本部推薦委員会を設置する。本部推薦委員会は産学交流委員会とする。

2 産学交流委員会は、本部推薦委員会を6月末日までに設置し、化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞の候補者を全国的視野で発掘し、委員長あてに推薦する。化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞の締切りは8月末日とする。

(推薦件数)

第9条 化学技術賞の候補者推薦件数は、本会役員、支部役員、前(元)会長、会誌編集委員長、法人正会員、各ディビジョン主査については、1件以内、化学関係学協会会長及び化学工業関係工業会会長については、2件以内とする。

2 技術進歩賞及び化学技術有功賞の候補者推薦件数は、各ディビジョン主査については1件以内、その他については特には制限を設けない。

3 本部推薦委員会から推薦できる化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞の推薦候補者数はいずれも若干数とする。

(化学技術賞推薦検討員)

第10条 化学技術賞の推薦候補者それぞれに対する同種技術などを確認するため、化学技術賞推薦検討員を置く。化学技術賞推薦検討員は、9月上旬に送付される推薦書などを検討し、推薦候補者の同種技術に関する意見を委員会に提出する。その締切りは、9月末日とする。

2 化学技術賞推薦検討員は原則として郵便等によって審議し、会合は開催しない。

(委員会における審議及び選考)

第11条 委員会は、原則として郵便等による審議1回、委員会1回を開催し、化学技術賞、技術進歩賞及び化学技術有功賞推薦候補者の業績内容の審議及び受賞候補者の選考を行う。

(1) 郵便による審議

[化学技術賞]

- イ. 小委員会の報告を確認する。
- ロ. 書類審査による第一次選考を行う。この方法は、別に定める。
- ハ. 推薦候補者それぞれについて、調査担当委員を委員長が指名する。

[技術進歩賞]

- イ. 書類審査による第一次選考を行う。この方法は、別に定める。

(2) 第1回委員会

原則として11月第2週の火曜日に開催し、次を行う。

[化学技術賞]

- イ. 第一次選考で選ばれた推薦候補者本人から業績説明を聴取する。説明時間は25分(説明15分、質疑応答10分)とする。
- ロ. 業績説明者の業績説明のための旅費、交通費については、本会は負担しない。
- ハ. 委員から調査結果の報告を受ける。
- ニ. 受賞候補者の選考を行う。この方法は、別に定める。

[技術進歩賞]

- イ. 第一次選考で選ばれた推薦候補者本人から業績説明を聴取する。説明時間は25分(説明15分、質疑応答10分)とする。
- ロ. 業績説明者の業績説明のための旅費、交通費については、本会は負担しない。
- ハ. 受賞候補者の選考を行う。この方法は、別に定める。

[化学技術有功賞]

- イ. 推薦候補者の業績内容を推薦書により審議し、受賞候補者の選考を行う。この方法は、別に定める。

2 委員会を開催した際は議事録を作成し、会務部門長に提出しなければならない。

(選考結果の報告)

第12条 委員会は、受賞候補者の選定理由書を添えて12月20日までに会長に選考結果を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第13条 会長は、委員会から報告のあった受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。

(受賞者の表彰)

第14条 受賞者の表彰は、毎年、表彰式において行い、表彰楯を授与する。

(賞の英文名)

第15条 化学技術賞の英文名は、“The Chemical Society of Japan Award for Technical Development for (受賞西暦年度)”、技術進歩賞の英文名は、“The Chemical Society of Japan Award for Young Chemists in Technical Development for (受賞西暦年度)”、化学技術有功賞

の英文名は、“The Chemical Society of Japan Award for Technical Achievements for (受賞西暦年度)”とする。

(改 廃)

第16条 この規則の改廃は、担当理事の発議で会務部門長が決定する。

附 則

- 1 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規則は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成23年3月1日）から施行する。

(平成23年2月28日 会務部門長決定 制定)